

(様式3)

	契約係用
<input type="radio"/>	業者渡し用

令和8年度

単価契約仕様書

名称 リネンサプライ

令和7年度単契リスト 237

特定随契の場合
その業者名

要求課 運輸課

担当者 田名辺 祥子 (内線 5721)
(外線232-1776)

仕 様 書

リネンサプライ

1 業務目的

本仕様書は、地下鉄各駅及び乗務宿泊施設、札幌市交通局指令所及び3車両基地で（以下、当局施設）で使用された寝具類の回収、洗濯を行い、衛生的かつ清潔な洗濯物を供給することを目的とする。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 供給リネン類の詳細及び供給予定数量について

（別紙1）寝具類等内訳書のとおり

4 業務内容

- (1) 受託者は、委託者の注文に応じて当局施設から出されるリネン類を回収すること。
- (2) 受託者は、洗濯されたリネン類を当局施設に供給すること。

なお、リネン類は乾燥させ、プレス機、アイロン等で仕上げた状態で供給すること。

5 履行場所

別紙2のとおり

6 履行日時

各箇所とも、原則週2回（詳細は委託者と打合せのうえ決定）。

いずれも、9:00～15:00までの間に作業を実施すること。

なお、不測の事態等により作業時間に変更がある場合は、その都度委託者担当者と打ち合わせる事。

7 注文、回収及び納入方法

委託者は、回収数量及び供給数量を書面にて注文する

受託者は、記載された回数数量のリネン類を回収し、次回の履行日に供給数量のリネン類を供給する。

なお、詳細については委託者と協議すること。

8 提出書類

受託者は、毎月ごとに業務完了届と併せて、供給した枚数を確認するため、品別納

品内訳書を添付すること。

9 身分証明書及び名札

回収及び供給作業に従事する者は、身分証明書を携帯し、胸部に名札を付けること。

10 安全確保

回収、供給作業にあたり、当局の職員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負う。

11 設備・備品等の事故

回収、供給作業にあたり、当局の設備及び備品等に注意し、破損した場合は各課担当者に直ちに連絡の上、適切な処置をしなければならない。

12 汚損・破損等

委託者の責めに帰する理由以外で、供給されたりネン類に汚損・破損等があった場合は、受託者の負担により直ちに良好なものと交換すること。

13 支払い方法

一か月（毎月末日締め）を単位とし、供給数量に応じて毎月支払う。

14 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

15 その他

前各号のほか、詳細については当局担当者と打ち合わせを実施すること。

寝具類等内訳書

別紙1

品名	サイズ・形状等	予定数量 (枚)
シーツ	平シーツ160×290cm	74,113
布団カバー	全覆い150×210cm	9,978
ピロケース	55×90cm	73,352
タオルケット	140×190cm	76,289
丹前下	丹前下	0
丹前下用帯	丹前下用帯	0

・シーツ、布団カバー、ピロケース、タオルケットについて、色は原則として白とするが、機能・衛生面等の支障とならない範囲で変更可能

回収及び納入場所

運輸課

	駅名	所在地
南北線	麻生	北区北40条西5丁目
	北34条	北区北33条西4丁目
	北24条	北区北23条西4丁目
	北18条	北区北18条西4丁目
	北12条	北区北12条西4丁目
	(南)さっぽろ	中央区北4条西4丁目
	(豊)さっぽろ	中央区北4条西2丁目
	すすきの	中央区南4条西4丁目
	中島公園	中央区南9条西4丁目
	幌平橋	中央区南15条西2丁目
	中の島	豊平区中の島2条1丁目
	平岸	豊平区平岸2条7丁目
	南平岸	豊平区平岸4条13丁目
	澄川	南区澄川4条2丁目
	自衛隊前	南区澄川4条7丁目
真駒内	南区真駒内17	
東西線	宮の沢	西区宮の沢1条1丁目
	発寒南	西区西町北7丁目
	琴似	西区琴似1条5丁目
	二十四軒	西区二十四軒1条4丁目
	西28丁目	中央区北4条西28丁目
	円山公園	中央区北1条西25丁目
	西18丁目	中央区大通西18丁目
	西11丁目	中央区大通西11丁目
	バスセンター前	中央区南1条東4丁目
	菊水	白石区菊水3条2丁目
	東札幌	白石区東札幌2条2丁目
	白石	白石区東札幌2条6丁目
	南郷7丁目	白石区南郷通7丁目
	南郷13丁目	白石区南郷通13丁目
	南郷18丁目	白石区南郷通18丁目
	大谷地	厚別区大谷地東3丁目
	ひばりが丘	厚別区厚別南1丁目
新さっぽろ	厚別区厚別中央2条5丁目	
東豊線	栄町	東区北42条東15丁目
	新道東	東区北34条東15丁目
	元町	東区北24条東15丁目
	環状通東	東区北15条東15丁目
	東区役所前	東区北13条東8丁目
	北13条東	東区北13条東2丁目
	(南)大通	中央区大通西5丁目
	(東)大通	中央区大通西2丁目
	豊水すすきの	中央区南6条西2丁目
	学園前	豊平区豊平6条6丁目
	豊平公園	豊平区豊平5条13丁目
	美園	豊平区美園7条7丁目
	月寒中央	豊平区月寒中央通7丁目
	福住	豊平区月寒東1条13丁目

運輸課

中央区大通西2丁目 TEL232-1776

リネン品回収及び納入場所

別紙2

運輸課(乗務担当)

南北線乗務係

回収・納入場所	所在地
麻生駅	北区北40条西5丁目
南北線乗務係	南区真駒内東町1丁目1番40号
南車両基地分室	南区真駒内東町2丁目1-1(真駒内工場内)
真駒内駅	南区真駒内17番地

東西線乗務係

回収・納入場所	所在地
宮の沢駅	西区宮の沢1条1丁目
南郷7丁目駅	白石区南郷7丁目
東西線乗務係	厚別区厚別南1丁目(ひばりが丘駅地上)
新さっぽろ駅	厚別区厚別中央2条5丁目

東豊線乗務係

回収・納入場所	所在地
栄町駅	東区北42条東15丁目
東豊線乗務係	中央区大通西2丁目(地下鉄大通駅構内) ※中央区南6条西2丁目(R8.6月移転予定)
福住駅	豊平区月寒東1条13丁目
西車両基地分室	西区二十四軒1条5丁目(二十四軒工場内)

リネン品回収及び納入場所

別紙2

指令所及び車両基地

回収・納入場所	所在地
指令所	厚別区大谷地東4丁目
南車両基地	南区真駒内東町2丁目1-1
西車両基地	西区二十四軒1条4丁目1-2
東車両基地	厚別区大谷地東6丁目1-1

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。
検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局